

岩手県立大学

令和3年度後期 授業料減免・給付奨学金説明会



本学の授業料減免は、3つの制度で構成されています

【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免

給付奨学金と
セット

【県大・通常】岩手県立大学が行う授業料減免

【県大・震災】岩手県立大学が行う

東日本大震災津波の被災者を対象とした授業料減免

原則、【国・新制度】を申請する場合、
【県大・通常】または【県大・震災】も同時に申請してください。

※ 授業料を「減額」することと、授業料を「免除(全額)」することまとめて「減免」と呼んでいます。

※ 「給付奨学金」は、「返還の必要がない奨学金」です。

【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免

〔対象〕 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学料の
減免

+

返す必要のない
給付奨学金

給付と減免
必ず両方申請
してください
「片方だけ」はダメです

★ 上記の二つがセットになった制度です

★ 本人と生計維持者（基本的には両親）の収入に応じて支援額が決まります

※ 大学院生、留学生は【国・新制度】の対象外です。



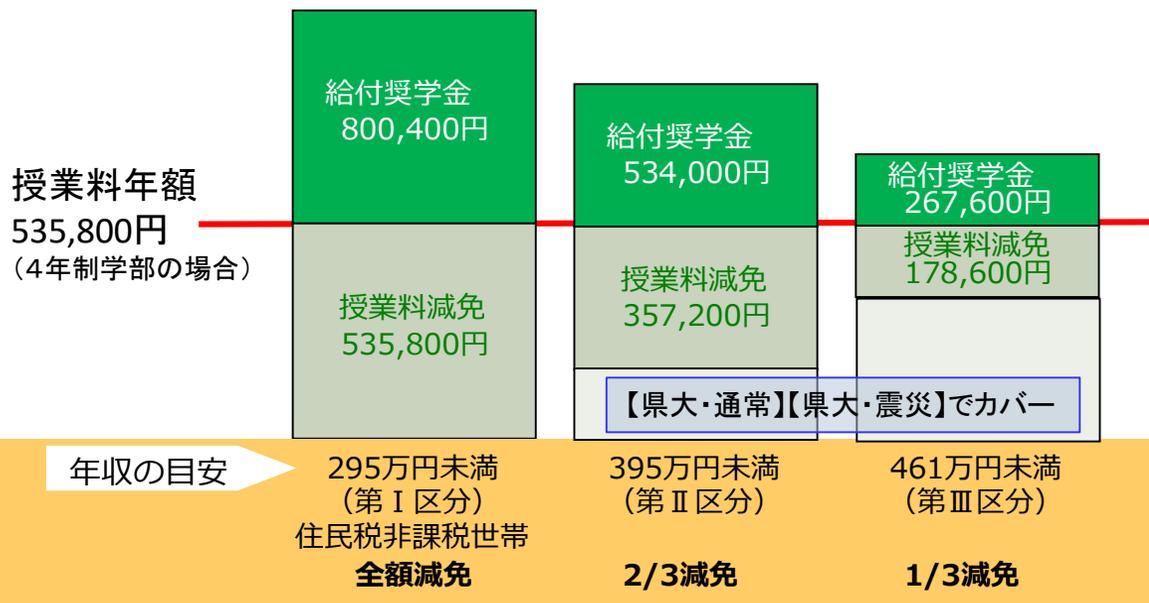
【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免

家計基準

高等教育の修学支援新制度では、家計の審査結果に応じ、支援区分が第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、対象外(不採用)に分かれます。支援区分や通学形態(自宅通学・自宅外通学)等によって、受けられる支援の額が変わります。日本学生支援機構のホームページからシミュレーションすることをおすすめします。

●日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



給付奨学金の月額・年額

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円・350,400円	66,700円・800,400円
第Ⅱ区分	19,500円・234,000円	44,500円・534,000円
第Ⅲ区分	9,800円・117,600円	22,300円・267,600円

授業料減免の金額(年額)

支援区分	4大学部	短大部
第Ⅰ区分(全額減免)	535,800円	390,000円
第Ⅱ区分(2/3減免)	357,200円	260,000円
第Ⅲ区分(1/3減免)	178,600円	130,000円

差額は
【県大・通常】
【県大・震災】でカバー

※「年収の目安」の金額は、家族構成などによって変動します。上記金額は以下の条件でシミュレーションした場合の例です。

・父(サラリーマン) ・母(専業主婦) ・本人(実家を離れて一人暮らし、4大学部) ・弟(高校生)

【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免

学業成績基準

在籍中の学業成績等が下表の「廃止」の1～4のいずれかに該当する場合には支援の対象となりません。

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none">1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること3 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められること4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	<ol style="list-style-type: none">1 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること3 履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること

4年制大学部では1年に一度(年度末)、短期大学部では前後期の各期末に「適格認定」を行い、上記基準に当てはまらないことを確認します。適格認定で「廃止」基準に該当すると、支援が打ち切られます。なお、「警告」を2回連続して受けることも「廃止」の基準となっています。

★授業料減免や給付奨学金は、安心して学修するためにある制度です。このことを理解し、しっかり学業に励みましょう。

【県大・通常】岩手県立大学が行う授業料減免

3つの要件を満たせば「全額免除」となりますが、給付奨学金とセットではありません

1 学力要件(全部)

(1) 通算GPA2.0以上

※ 経済的困窮度が高いと認められる場合等、要件が緩和される場合があります

(2) 学年に応じた基準以上の単位修得

※ 卒業に必要な単位に対し令和3年前期までに、1年生は1/8、2年生は3/8、3年生は5/8、4年生は7/8以上の修得が必要

(3) 特別な事情(留学又は長期療養等)無く留年していない

学力基準を満たさない場合でも、「分割納付」「納付期限の変更」は申請可能です。ただし、その場合も、「減免」と同様に家計要件の審査があります。

【国・新制度】とは基準が異なります。

【国・新制度】で不採用だった方でも「全額免除」となる場合があります。

2 家計要件

令和2年の認定所得額が一定の基準額以下である

※ 年収上限の目安を申請要領に記載していますが、世帯人数や家庭の事情により増減します。

3 奨学金要件(いずれか)

(1) 独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)の奨学金を受けている

(2) 機構の奨学金の申し込みをしている

(3) 機構以外の奨学金を受けている

※ 授業料納付に困難がある場合、奨学金の利用も検討する必要があると思われることから、要件の一つとしています。貸与により判定が不利になる(貸与額を収入とみなす)ことはありませんが、給付奨学金は「収入」とみなして審査します。

【国・新制度】で支援区分Ⅱ・Ⅲと判定された者は【県大・通常】を同時に申請することで、これらの要件に関わらず授業料の全額減免を受けることができます。

【県大・震災】岩手県立大学が行う東日本大震災津波による授業料減免

東日本大震災津波の被害を受けた世帯の学生を対象とした授業料減免です。

【県大・通常】では対象外となる家計状況であっても、授業料の半額減免や1/4減免が受けられる制度です。

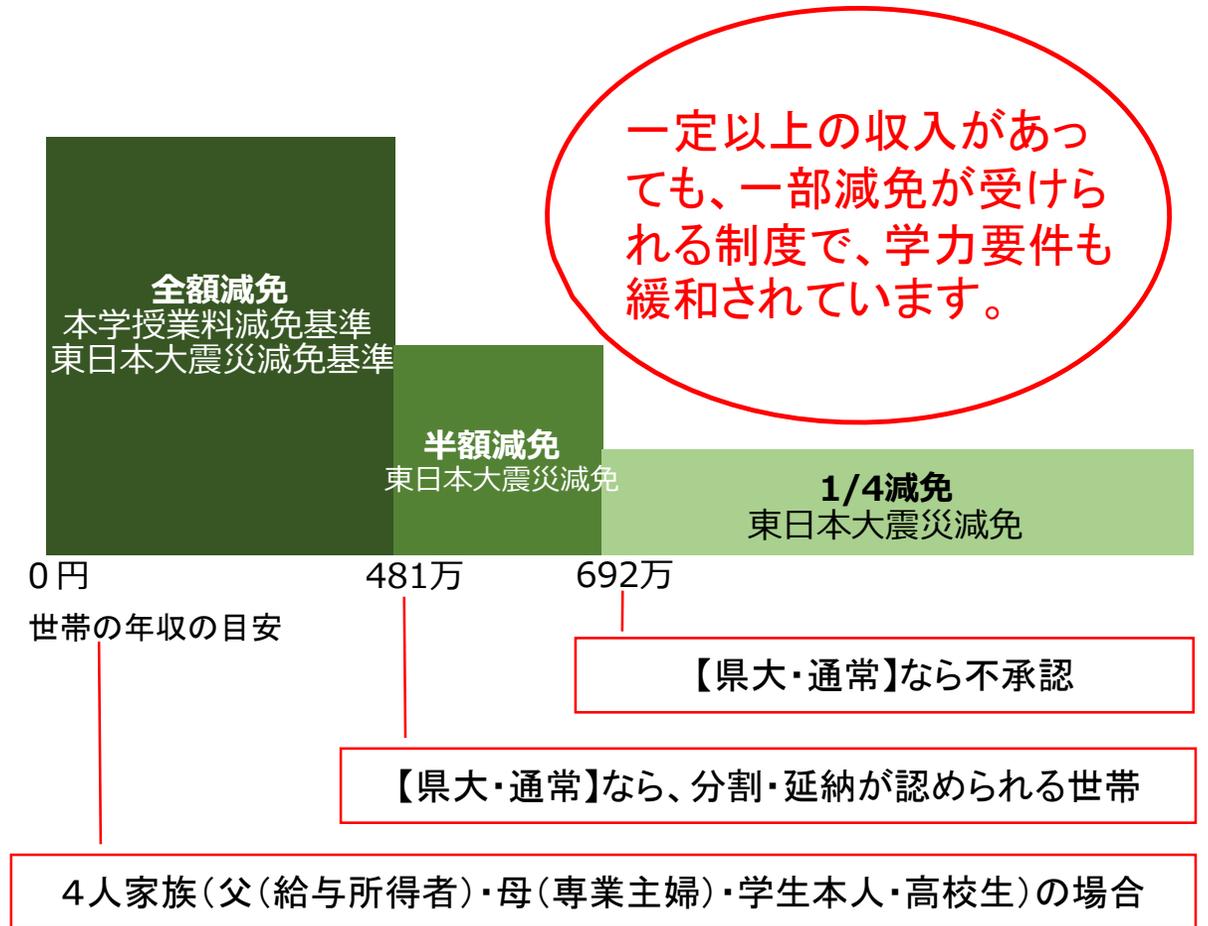
1 対象

東日本大震災津波でいずれかの被害を受けた者
＝罹災証明書等の提出が必要です

- (1) 住居の全壊・大規模半壊
- (2) 住居の全焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資負担者の死亡又は行方不明
- (5) 学資負担者の住居が、福島第一原子力発電所の事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた場合

2 要件

- (1) 学力要件：通算GPA1.8以上
※ GPA以外の要件（修得単位、留年）は【県大・通常】と同様です
- (2) 家計要件
令和2年の認定所得額が一定の基準額以下である
○ 【県大・震災】では、奨学金要件は求めません。



3つの制度の申請から結果判定まで

大学

学生

日本学生支援機構

(受付・審査)

①【国・新制度】給付奨学金申請

(受付・審査)

成績要件を大学が
審査して機構に推薦

(推薦)

(受付)

②【国・新制度】授業料減免申請

家計要件を
日本学生支援機構が審査

(受付・審査)

③【県大・通常】または【県大・震災】
授業料減免申請

⑤【国・新制度】支援区分を確認

④【国・新制度】「支援区分」判定

奨学金

⑥【国・新制度】奨学金を給付

⑦【国・新制度】及び

【県大・通常】または【県大・震災】の
減免判定結果を通知

通知

二つの制度を同時に申請する
ことで、全額免除を受けられる
可能性が高まります。

《 授業料減免 判定パターン 》

- 支援区分Ⅰ ⇒ 【国・新制度】だけで授業料全額免除
- 支援区分Ⅱ・Ⅲ ⇒ 【国・新制度】と【県大・通常】または【県大・震災】の組み合わせで授業料全額免除
- 支援区分外 ⇒ 【県大・通常】または【県大・震災】の基準に照らし判定
 - 【県大・通常】…全額免除、分割納付、納期変更、不承認
 - 【県大・震災】…全額免除、半額減免、1/4減免、分割納付、納期変更、不承認

授業料減免（給付奨学金）手続き早見表

※ 「給付奨学金利用中」とは、現在「支援区分外」の判定を受けている人も含め、給付奨学生番号(520～、521～)を保有している方を指します。

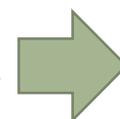
※ 本ページで示す支援区分は、全て10月以降のもので、9月までの支援区分は後期の授業料減免の判定とは関係しません。

○ 給付奨学金利用中で、10月以降【第Ⅰ区分】となることを確認した。



Aの手続きを行います

○ 給付奨学金利用中で、10月以降【第Ⅱまたは第Ⅲ区分】となることを確認した。



Bの手続きを行います

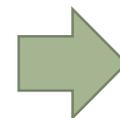
○ 給付奨学金利用中だが、10月以降【支援区分外】となることを確認した。

○ 【県大・通常】または【県大・震災】だけを申請する。



Cの手続きを行います

○ 今まで給付奨学金を利用したことがなく、今回新たに申し込む。



Dの手続きを行います

Aの人の手続き

○ 給付奨学金利用中で、10月以降【第Ⅰ区分】となることを確認した。

- 1 スカラネットパーソナル <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/> で
10月以降の支援区分を確認
→【令和3年10月～令和4年9月】【第Ⅰ区分】が確認できるページを印刷
- 2 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の
認定の継続に関する申請書(様式第7号(第10条関係))」を作成
- 3 1と2を提出
(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター
宮古キャンパス…宮古事務局
(提出期限) 令和3年9月21日(火)



Bの人の手続き

○ 給付奨学金利用中で、
10月以降【第Ⅱまたは第Ⅲ区分】となることを確認した。

1 スカラネットパーソナルにログイン（<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>）
「詳細情報」タブ→給付奨学生番号を選択→10月以降の支援区分を確認
→【令和3年10月～令和4年9月】【第Ⅱ・Ⅲ区分】が確認できるページを印刷

2 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
対象者の認定の継続に関する申請書（様式第7号（第10条関係）」
を作成

3 「授業料等減免申請書（様式第1号（第10条関係）」及び
「家庭状況調査書（様式第2号（第10条関係）」を作成

※ 第Ⅱ・Ⅲ区分の学生は、所得課税証明書等の添付書類は提出不要ですが、様式第2号にある
家族の勤務先や収入に関する情報は漏れなく記入してください。

※ 【県大・通常】と【県大・震災】では様式が異なります。

【県大・震災】の申請する方は、学生センター（滝沢キャンパス）または宮古事務局に申し出てください。

4 1～3を提出
（提出場所）滝沢キャンパス…学生センター
宮古キャンパス…宮古事務局
（提出期限）令和3年9月21日（火）

支援区分が確認できない場合は、添
付書類の提出が必要になります。



Cの人の手続き

- 給付奨学金利用中だが、10月以降【支援区分外】となることを確認した。
- 【県大・通常】または【県大・震災】だけを申請する。

- 1 「授業料等減免申請書(様式第1号(第10条関係))」及び「家庭状況調査書(様式第2号(第10条関係))」を作成

※ 【県大・通常】と【県大・震災】では様式が異なります。

【県大・震災】の申請する方は、学生センター(滝沢キャンパス)または宮古事務局に申し出てください。

※ 所得課税証明書や源泉徴収票の写しなど、必要な添付書類の詳細は「令和3年度後期授業料減免申請要領」で確認してください。

- 2 1を提出

(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター
宮古キャンパス…宮古事務局

(提出期限) 令和3年9月21日(火)



Dの人の手続き

○ 今まで給付奨学金を利用したことがなく、今回新たに申し込む。

1 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第6号（第10条関係）」を作成

2 「授業料等減免申請書（様式第1号（第10条関係）」及び「家庭状況調査書（様式第2号（第10条関係）」を作成

※ 【県大・通常】と【県大・震災】では様式が異なります。

【県大・震災】の申請する方は、学生センター（滝沢キャンパス）または宮古事務局に申し出てください。

※ 所得課税証明書や源泉徴収票の写しなど、必要な添付書類の詳細は「令和3年度後期授業料減免申請要領」で確認してください。

3 給付奨学金の申請に必要な書類の準備

(1) スカラネット入力下書き用紙のコピー

(2) 給付奨学金確認書

(3) 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

(4) (1年生のみ) 高校の評定平均値がわかる書類(調査書等)

※ 詳しくは「令和3年度 給付奨学金申請手続きについて」で確認してください。

4 1～3を提出

(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター / 宮古キャンパス…宮古事務局

(提出期限) 令和3年9月21日(火)



授業料減免・給付奨学金 提出書類一覧

申請パターン↓		【国・新制度(減免)】関係			【県大・通常】・【県大・震災】関係			【国・新制度(給付奨学金)】関係(※4)			
		スカラPS 詳細情報(※1)	様式 第7号	様式 第6号	様式 第1号 (※2)	様式 第2号 (※2)	添付書類 (所得課税証明書等) (※3)	スカラネット入力 下書き用紙(写)	確認 書	学修 計画 書	調査 書
給付奨学金の状況											
第Ⅰ区分	A	○	○								
第Ⅱ・Ⅲ区分	B	○	○		○	○					
10月から支援区分外	C	(※5)			○	○	○				
今から申込(2年生以上)	D			○	○	○	○	○	○	○	
今から申込(1年生)	D			○	○	○	○	○	○	○	○
申し込まない	C				○	○	○				

※1: 令和3年度前期までに給付奨学生に採用されている人は、9月からスカラネットパーソナルで10月以降1年間の支援区分が確認できる見込みです。

支援区分を確認したらその画面をプリントアウトして、提出書類に添付してください。添付が無い場合、所得課税証明書等の提出を求める場合があります。

※2: 【県大・通常】と【県大・震災】では様式が異なります。【県大・震災】の申請する方は、学生センター(滝沢キャンパス)または宮古事務局に申し出てください。

※3: 添付書類の詳細は「令和3年度後期授業料減免申請要領」で確認をしてください。

※4: 給付奨学金の申請においては、大学に提出する書類に加え、マイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接提出(郵送)する必要があります。

詳しくは「令和3年度 給付奨学金申請手続きについて」で確認をしてください。

※5: 給付奨学金が10月から(家計による)停止となることが確認できた場合、スカラネットパーソナルの画面を印刷・提出する必要はありません。

問い合わせ連絡先

岩手県立大学 学生支援室 学生支援グループ
TEL:019-694-2010(直通)
メールアドレス:ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

《 申請する皆様へお願い 》

- ・申請に必要な書類は、学生自身が記入、準備してください。不明点についても、学生自身が問い合わせるようにしてください。
- ・申請書類は、黒のボールペン(消えないもの)で、丁寧に楷書で書いてください。
- ・申請様式や添付書類の準備には時間を要するものもあります。期限間際に慌てることの無いよう、早めに準備を進めてください。
- ・申請書受付後に書類の不備や不足について連絡(メール)する場合があります。結果通知受け取りまで、メールをこまめに確認してください。

参考資料

●文部科学省 高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

●日本学生支援機構 奨学金の制度(給付)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



●日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

